

議案第52号

平成19年度川崎市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度川崎市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

(1) 調査設計事業 66,300 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 高速鉄道事業資本的収入	373,682 千円
第1項 出 資 金	368,034 千円
第2項 その他の資本的収入	5,648 千円
支 出	
第1款 高速鉄道事業資本的支出	368,885 千円
第1項 建 設 改 良 費	356,506 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	12,379 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,500,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	200,870 千円
(2) 交 際 費	2 千円

平成19年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫